

大阪府立高等学校
入学者選抜制度改善方針

令和7年3月28日

大阪府教育委員会

はじめに

現在、学校で学んでいる子どもたちが中心となって活躍する今後の社会においては、さらなる人口減少や高齢化、グローバル化や技術革新等の進展により、一層将来の予測が困難な状況となることも予想されることから、望む未来を自分自身で示し、作り上げていくことが必要になる。このような中、子どもたちが将来の社会の変化に対応できるように、知識・技能はもとより、それらを踏まえた思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性、さらには新たな価値を創造していく力を身に付けることが求められている。

大阪府では、令和5年3月に第2次大阪府教育振興基本計画を策定し、次代を担う子どもたちが、急激な時代の変化を乗り越え豊かな人生を生き抜く力を身につけることができるよう、大阪の教育が育む人物像として「人生を自ら切り拓いていく人」「認め合い、尊重し協働していく人」「世界や地域とつながり社会に貢献していく人」を掲げ、必要となる資質・能力を育成することとしている。そのうえで、「一人ひとりの良さや可能性を引き出し、最大限伸ばす教育」「子どもたちの多様性に応じ、誰一人取り残さない教育」を実現できるよう、多彩で柔軟な特色・魅力ある教育の提供をめざしている。

高等学校入学者選抜は、義務教育を修了した子どもたちの多くが自身の自己実現をめざし、初めて進路選択を行う場となる。現行の入学者選抜制度は、中長期的に安定した制度となるよう、受験生の志願動向や進路指導状況等について分析を重ね、平成28年度入学者選抜から導入し、令和7年度入学者選抜までに10年間実施するに至った。一方で、この間、新型コロナウイルス感染症の影響等に端を発する社会の価値観の変化や生徒・保護者の学校教育に対するニーズの多様化に加え、GIGAスクール構想による1人1台端末の導入等によって加速的にオンライン授業の導入が進むなど、学校教育を取り巻く環境は大きく変化している。

このような状況を踏まえ、大阪府教育委員会は、令和5年7月に「府立高校改革の具体的な方向性とそれを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」大阪府学校教育審議会へ諮問を行った。審議会では、今日的な課題として、高等学校段階における不登校や中途退学・転学が依然として高水準で推移しているため、その解決策を講じる必要があると指摘され、入学生が高校生活をスムーズにスタートできるよう、合格者発表から入学までに、高等学校と受験生（入学生）の双方が十分に準備を行うことの必要性や、これまで以上に中学校・高等学校間の連携を密にし、切れめない指導や支援を行える選抜日程等を設定することで、生徒・保護者のニーズに応えるべきであるとの提言がなされた。

また、受験生がより具体的に高等学校入学後の学校生活をイメージすることで、より能動的な学校選択ができるよう各学校に工夫が求められるとの答申を受けた。

これらのことを踏まえ、令和10年度以降の府立高等学校入学者選抜制度改善方針をここに示す。なお、制度の詳細については、本方針をもとに引き続き検討を行う。

第1 入学者選抜制度改善の目的

- ・社会の変化や府立高等学校に対する生徒・保護者のニーズを踏まえ、各校が特色化・魅力化を推進するとともに、受験生が自身の得意や適性、興味・関心等を考え、将来の自己実現につながる選抜とすること
- ・高等学校の入学に向けて、高等学校と入学生の双方の準備期間が十分に確保され、入学生が中学校から高等学校にスムーズに進学できること

第2 入学者選抜制度改善の基本的な理念

令和10年度以降の入学者選抜制度の基本的な理念については、平成28年度入学者選抜制度改善時の基本的な理念である次の4点とあわせ、第1に記載した目的に照らし以下のとおりとする。

【平成28年度選抜改善時の基本的な理念】

- ・高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること
- ・高等学校が自校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒を求めることができること
- ・中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること
- ・受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

【新たな基本的な理念】

- ・生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出し、充実した高校生活につながる選抜であること

第3 入学者選抜制度の具体的な変更内容

3-1 学校特色枠の設定（※参考資料参照）

生徒の個性や可能性を引き出すとともに、より各校の特色と受験生の興味関心とが合致する選抜制度とするため、新たに合格者決定の第1手順として学校特色枠を設定する。学校特色枠は、その枠を志願する者のみを対象とする。

- (1) 学校特色枠は、府立高校全校で実施する。ただし、現行の選抜において、面接や実技検査を実施している学校・学科については、同枠を設けないことも可能とする。
- (2) 各府立高校の学校特色枠の詳細は、各校が教育委員会と協議のうえ、学校・学科ごとに設定し、同枠に関する求める生徒像や選抜資料、募集割合の上限等の詳細については、別に定めるものとする。

なお、各校が定める学校特色枠による募集は、原則として、各校の総募集人員の50%以下とする。

- (3) 学校特色枠では、「学科の特性」「探究活動」「地域貢献」「文化的・体育的活動」など、各校のアドミッションポリシーに応じた実施区分を設定して募集を行う。なお、各校で設定できる実施区分は3種類までとし、選抜資料は、各校において、「面接」「プレゼンテーション」「作文」「実技検査」など学校独自の検査を実施したり、学力検査の特定の教科のみを使用したり傾斜配点を行うなど、柔軟な方法を採用する。各校は教育委員会と協議のうえ、実施区分やその実施区分に応じた選抜資料等を整理し、令和10年度選抜における学校特色枠の詳細を令和7年度中に公表することとする。
- (4) (3)の学校独自の検査を実施する学校においては、学校特色枠を志願する者は従来の学力検査に加え、当該独自検査を受験する。
- (5) 学校特色枠では、各校のアドミッションポリシー（求める生徒像）を踏まえ、生徒の個性や可能性を引き出すことを目的とすることから、受験生がそれまでに取得した資格や受賞歴に基づいて合格者を決定するものではない。
- (6) 学校特色枠による選抜は、必ずしも募集上限までの合格者を決定するものではなく、各校の定める基準に満たないと判断される場合は合格者該当なしの場合もありうる。
- (7) 第2手順として、募集人員から第1手順による合格者を除いた人数について、学力検査等の成績と調査書の評定とを合算した総合点により、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

3-2 日程・機会

生徒が安心して高校生活を送ることができるよう、合格者発表後から入学までの期間を高校生活に向けた準備期間とし、各高校において保護者説明会やプレ入学等を行うことに加え、必要に応じて出身中学校等からの引継ぎなどを実施する。

これらを実現するため、これまでの特別入学者選抜と一般入学者選抜を統合し、新たな一般選抜とする。

一方、これまで実施してきた海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜（以下「帰国生選抜等」とする。）は新たな一般選抜の実施日より前の日程で実施する。あわせて、府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜及び大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜は帰国生選抜等と同一日程で実施する。なお、これらの選抜に係る方針については別に定める。

また、新たな一般選抜における合格者数が各校の募集人員に満たない場合は、引き続き、二次入学者選抜を実施する。現在実施している秋季入学者選抜についても引き続き実施する。

(1) 選抜日程（※参考資料参照）

帰国生選抜等の学力検査等実施の基準日を2月16日とし、新たな一般選抜の学力検査等実施の基準日を3月1日とする。

新たな一般選抜における合格者発表の日程については、概ね学力検査等実施日より起算して週休日を除く6日後となる。なお、本日程の短縮については、選抜業務の効率化や、デジタル採点システムを用いた選抜の実施実態を踏まえ、引き続き検討を行う。

(2) 公立高校第2志望校への出願機会（※参考資料参照）

日程を一本化することにより、現行より受験機会が減少することに加え、公立高校の第1志望校が不合格であっても、なお別の公立高校に進学を希望する生徒のニーズに応えるために、新たな一般選抜のうち、全日制の課程において、公立高校の第2志望校を出願できる機会を創出する。ただし、全日制の課程以外の課程等については、引き続き検討する。

具体的には、公立第1志望校に加え、公立第2志望校についても出願できる機会を設け、第2志望校での合格者の決定は、当該校を第1志望とする志願者数が募集人員に満たない場合に行う。出願にあたっては、第2志望校の出願締切日時は、第1志望校の出願締切日時よりも後に設定する。具体的な手順等については引き続き検討する。

第2志望校における合格者の決定については、学校特色枠によらず学力検査等を活用し、統一した基準になるよう検討を行う。

なお、複数学科設置校における取り扱いについては、引き続き検討する。

3-3 方法・手段

(1) 学力検査

新たな一般選抜においては、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の学力検査を実施することを基本とする。また、国語、数学及び英語については現行の選抜において基礎的問題、標準的問題、発展的問題の3種類で実施していることに加え、公立第2志望校での合格者の決定における活用も見据え、引き続き検討を行う。

学力検査問題の出題内容等についても、今後とも学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえたものとなるよう引き続き検討を行う。

(2) 自己申告書及び調査書

新たな一般選抜においては、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録については、現行制度におけるボーダーゾーンの設定を廃止し、新たに学校特色枠を導入することから不要とする。

(3) 英語資格（外部検定）の活用

令和2年度より小学校3・4年生で外国語活動、小学校5・6年生で教科としての外国語の学習が全面実施となり、義務教育段階までの英語に係る学習内容についての変化があることなどから、英語資格（外部検定）における読替え率を次のとおりとする。

なお、本選抜改善方針による入学者選抜実施以降も、英語資格（外部検定）の活用について引き続き検証を行い、そのあり方について検討を行う。

TOEFL iBT	IELTS	実用英語 技能検定	読替え率	【参考】 現在の読替え率
60 点～120 点	6.0～9.0	準 1 級・ 1 級	90%	100%
50 点～59 点	5.5	(対応無し)	80%	90%
40 点～49 点	5.0	2 級	70%	80%

(4) 夜間定時制及び通信制の課程における選抜

夜間定時制及び通信制の課程においては、学力検査を実施せず、調査書と面接等による選抜を基本とする。なお、夜間定時制及び通信制の課程においては、面接等により志願者の意欲等をみることができることから、学校特色枠は設けない。